

【No. 2-2】

○指名停止措置の内容

1 指名停止措置業者名

株式会社 八電工 石垣市字登野城1004番地
代表取締役 嵩原 督

2 指名停止措置期間

令和3年3月18日から令和3年4月17日（1か月）

3 指名停止措置の範囲

石垣市の発注する全ての工事（下請けを含む。）

4 事実概要

本市発注の「石垣市新庁舎建設工事（強電設備）」を受注した（株）八電工は、令和元年9月17日付け工事請負契約を締結したにもかかわらず、技術者及び作業員等の確保が困難であり工期内完成が見込めない理由で、令和2年2月5日付けで「工事続行不能届」の提出があり、令和2年2月19日付け契約を解除するに至った。

5 指名停止措置理由

契約締結後に受注者の責により工事続行不能となり、契約解除に至ったことは、「石垣市建設工事に係る指名停止等の措置に関する要領」第2条第1項に基づく別表第16号「不正又は不誠実な行為等」に該当する。

○石垣市建設工事に係る指名停止等の措置に関する要領 別表

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為等) (16) 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1月以上9月以内